

リモートサポートサービス 利用規約

(本規約の適用)

第1条 本規約は、株式会社Q T n e t（以下「当社」といいます。）が提供する「リモートサポートサービス」（以下「本サービス」といいます。）について定めます。

2 本サービスの利用を受ける者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の変更)

第2条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(用語の定義)

第3条 この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
契約者	本規約に則り、当社のコンピュータ通信網サービス契約約款に定める第3種契約者又はB B I Qメールプランご利用規約に定めるB B I Qメールプラン契約者
リモートサポートサービス	契約者からの要請に基づき、オペレータが電話や契約者のパソコンを遠隔操作して行う課題解決等。
リモートサポート	契約者からの要請に基づき、オペレータが契約者のパソコンを遠隔操作して行う課題解決等。
リモートサポートソフト	契約者のパソコンにインストールし、契約者の承諾に基づき当社オペレータがそのパソコンを遠隔操作することを可能とする機能を有したソフトウェア。リモートサポートソフトの動作環境は別表1（リモートサポートソフトの動作環境）に定めるところによります。
専用受付番号	契約者が本サービスを利用するために当社が指定した電話番号。受付時間は別表2（受付時間）に定めるところによります。

(利用申込みの方法)

第4条 本サービスの利用を希望する場合には、本規約の内容を承諾し、当社所定の方法により利用申込みを行っていただきます。

(申込みの承諾・取消)

第5条 当社は、本サービスの申込みがあった場合には、受け付けた順序に従って審査し承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上、著しく困難なとき
- (2) 契約の申込みをした者が第3種コンピュータ通信網サービス又はB B I Qメールプランのお申込み、又はご契約をされていないとき
- (3) 申込み時に虚偽の事項を申告されたとき

(4) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき

3 当社が第1項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

(利用契約の解除)

第6条 本サービスの契約者は、本サービスを解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社に通知していただきます。なお、当該通知が当社に到着した月の月末をもって、本サービスの解除を行います。

(当社が行う利用契約の解除)

第7条 当社は、第12条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、本サービスの契約を解除することがあります。

2 当社は、本サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないで本サービスの契約を解除することができるものとします。

(1) 申込の際に申告事項に虚偽の記載がある場合において、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき。

(2) 契約者に対する差押え、又は仮差押さえの申し立てがあったとき。

(3) 契約者に対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあったとき。

(4) 契約者と連絡が取れず、当社が本サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき。

(5) 契約者が死亡又は解散したことを当社が知ったとき。

3 当社は、前2項の規定により本サービスの契約を解除しようとするときは、原則として本サービスの契約者にそのことをお知らせします。ただし、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのあるときは、この限りではありません。

4 当社は、契約者が第3種コンピュータ通信網サービスの契約を解除し、BBIQメールプランの契約を締結しなかったとき、又はBBIQメールプランの契約を解除し、第3種コンピュータ通信網サービスの契約を締結しなかったときは、本サービスの契約を解除します。

(サービスの提供)

第8条 当社は、契約者から請求があったときは、別表3(サポート対象機器及びソフトウェアとサポート範囲)に定める機器、ソフトウェア及びサービスについて、本サービスを提供します。

2 当社は、別表1(リモートサポートソフトの動作環境)に定める条件に限りリモートサポートを提供します。

(営業活動の禁止)

第9条 契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供またはその準備を目的とした利用をすることができません。

(著作権等)

第10条 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社に帰属するものとします。

2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(利用中止)

第11条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備及び提携事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 当社が設置する電気通信設備またはソフトウェア等の事故、障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第12条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第9条（営業活動の禁止）、第10条（著作権等）、第19条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 契約者が過度に頻繁に問い合わせを実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
- (4) 本規約に反する行為であって、本サービスに関する業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を当社の定める方法で契約者に通知します。ただし、契約者が第19条（利用に係る契約者の義務）に違反し、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。

(本サービス提供の終了)

第13条 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本サービスの契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(料金)

第14条 契約者は、その契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日を含む暦月の翌々月から起算して、契約の解除のあった日を含む暦月までの期間（提供を開始した暦月と解除のあった暦月が同一の月である場合は、1月間とします）について、別表4（月額料金）に定める利用料金を毎月支払うものとします。

2 利用料金については日割しません。

(料金の支払い)

第15条 契約者は、前条の料金について、当社が指定する期日までに、当社所定の方法により支払っていただきます。

(端数処理)

第16条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(延滞利息)

第17条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(免責事項)

第18条 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。

2 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問い合わせの内容によっては、問い合わせの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問い合わせすることを依頼するに留まる場合があります。

3 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、リモートサポートの内容について保証するものではありません。

4 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、および本サービスの実施に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負いません。

5 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

6 当社は、第11条（利用中止）、第12条（利用停止）、第13条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止並びに本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負わないものとします。

7 当社は、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予

見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び間接損害などのあらゆる損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

8 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(利用に係る契約者の義務)

第19条 契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。

- (1) 契約者自身による本サービスの利用の要請であること。
 - (2) 本サービスの実施に必要な機器、ソフトウェア、ソフトウェアの正規のライセンス又はプロダクトID、パスワード等の設定情報等が用意されていること。
 - (3) 本サービスの実施に必要な当社又は他の事業者が提供するドライバソフトウェア又はアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、契約者のパソコン等へのインストールを承諾すること。
 - (4) 本サービスを受ける契約者のパソコン等が使用可能な状態となっていること。
 - (5) 契約者が必要に応じてオペレータの指示に基づき操作を実施すること。
- 2 契約者がリモートサポートの利用の要請をする場合には、前項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。
- (1) リモートサポートの提供を受ける契約者のパソコン等が使用可能な状態となっていること。
 - (2) リモートサポートを受ける契約者のパソコンに予めリモートサポートソフトがインストールされていること。
 - (3) 契約者のルータ、セキュリティソフト等が、オペレータとリモートサポートソフトがインストールされたサポートサービスの提供を受ける契約者のパソコンの間の通信を遮断しないこと。
- 3 前2項の規定のほか、契約者は次のことを守っていただきます。
- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
 - (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
 - (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
 - (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - (5) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
 - (6) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (7) 本サービスの専用受付番号の適正な管理に努めること。
 - (8) その他、前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

(設備等の準備)

第20条 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なパソコン、通信機器、IP電話、一般公衆回線等（以下「電話回線」といいます。）その他の設備を保持し管理するものとします。

2 契約者が本サービスを利用するために必要な第3種コンピュータ通信網サービスの利用料金や電話回線の利用に必要な通話料金等の費用は、本サービスの利用料金には含まれません。

(法令に規定する事項)

第21条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(準拠法)

第22条 本規約の成立、効力、解釈及び履行は日本国法に準拠するものとします。

(安心まとめてパック)

第24条 「安心まとめてパック」対象サービスの合計金額が770円以上の場合は、ご請求金額は770円となります。(対象サービスの合計金額が770円未満の場合は、対象サービスの合計金額となります)

(ネット安心パック)

第25条 「ネット安心パック」対象サービスの合計金額が770円以上の場合は、ご請求金額は770円となります。(対象サービスの合計金額が770円未満の場合は、対象サービスの合計金額となります)

(くらし安心パック)

第26条 「くらし安心パック」対象サービスの合計金額が990円以上の場合は、ご請求金額は990円となります。(対象サービスの合計金額が990円未満の場合は、対象サービスの合計金額となります)

【別表1】

削除

【別表2（受付時間）】

当社は、専用受付番号にて9:00~20:00 但し、年末年始 12/31~1/2 は9:00~18:00（年中無休）の間、本サービスを提供します。

【別表3（サポート対象機器及びソフトウェアとサポート範囲）】

本サービスの主なサポート対象及びサポート範囲は以下のとおりです。

また、サポート対象及びサポート範囲内であっても、対応できない場合があります。

1. 機器

(1) 主なサポート対象

- ・パソコン本体、キーボード、マウス
- ・無線ルータ、有線ルータ、LANカード、ハブ
- ・プリンタ、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ
- ・アクトビラ対応テレビ
- ・インターネットに接続可能なゲーム機

(2) サポート内容

- ・初期設定、付属マニュアルに記載された基本的操作方法
- ・パソコン、テレビ、ゲーム機のネットワーク接続

2. ソフトウェア

(1) 主なサポート対象

- ・オペレーションシステム
- ・ブラウザ、メールソフト
- ・文書作成ソフト、プレゼンテーション作成ソフト、表計算ソフト、データベースソフト
- ・セキュリティ対策ソフト

(2) サポート内容

- ・操作方法、利用方法、設定方法

3. サポート範囲外の事項

次に規定する事項については、サポート範囲外とします。

○ 製造元ではないため、正確な回答が困難なお問合せ

- ・周辺機器の相性問題、ハードウェア故障と断定できる状態でのお問合せ
- ・各種ソフトウェアのアップデートで提供される修正プログラムの詳細に関するお問合せ
- ・ソフトウェアの設定または製造に関するお問合せおよび起因する障害に関するお問合せ
- ・PC本体以外へのソフトウェアのダウンロードならびにインストールのお問合せ
- ・メーカー起因のお問合せ、メーカー独自仕様のアプリケーションのお問合せ

- ・ 付属マニュアルに記載のない応用的操作・設定、メーカーがサポートしていないお問合せ

- 一般的に利用されているソフトウェアではないため、対応が困難なお問合せ
 - ・ 雑誌の付録 CD・DVD に関するお問合せ
 - ・ 体験版、ベータ版ソフトウェアに関するお問合せ
 - ・ フリーウェア、シェアウェアに関するお問合せ

- プログラムの設計・開発に関するお問合せ
 - ・ スクリプティング、プログラミング、データベース、Web などの設計や開発に関するお問合せ
 - ・ プログラミング開発支援 (HTML、マクロ、VBA、Access など) に関するお問合せ
 - ・ マクロ、財務関数、統計関数、検索/行列関数およびデータベース関数のお問合せ

- 一般的ではない高度な使用方法に関するお問合せ
 - ・ ハードウェアの改造、または助長と思われるお問合せ
 - ・ デュアルブート状態のパソコンならびにその設定に関するお問合せ
 - ・ ウイルス、スパウェア感染時におけるインストール済みセキュリティソフトウェア以外での駆除作業
 - ・ NAS サーバについてのお問合せ
 - ・ OS 以外のアドオンプログラム (プラグイン含) の導入、操作方法に関するお問合せ

- 企業などで利用する一般的ではないソフトウェアやハードウェアの使い方に関するお問合せ
 - ・ 企業向けソフトウェア、専用会計ソフトウェアに関するお問合せ
 - ・ 3 台以上のパソコンでのファイル共有、プリンタ共有設定
 - ・ 大型複合機など固定 IP アドレスを使用する機器が導入された環境でのネットワーク共有のお問合せ
 - ・ TCP/IP 以外のネットワーク接続方法に関するお問合せ
 - ・ IP アドレスを固定で使用されている環境でのネットワーク全般に関するお問合せ
 - ・ ドメイン参加しているパソコンに関するお問合せ
 - ・ オンライングループ作業に関するお問合せ
 - ・ 事業用ネットワーク環境の再設定作業、インストール作業、インプリメント作業などのお問合せ

- データのバックアップ、消失データの復旧に関するお問合せ
 - ・ データバックアップ支援および消失データの復旧に関するお問合せ

- 違法または違法を助長と思われるお問い合わせ
 - ・ 違法行為 (不正コピーなど)、または助長と思われるお問い合わせ
 - ・ ソースコードの解析やシステムのパフォーマンス劣化による解析などのお問合せ
 - ・ ファイル交換ソフトウェアに関するお問合せ
 - ・ コピーガードされたメディアからの複製またはバックアップに関するお問合せ

o 日本以外のソフトウェアに関するお問合せ

- ・ 日本語版以外の OS、アプリケーションおよびマニュアルに関するお問合せ
- ・ 海外からのお問合せ

【別表 4（月額料金）】

月額料金 550 円

附則

（実施期日）

- 1 本規約は、2010 年 6 月 1 日から実施します。

（特例措置）

- 2 2010 年 6 月 1 日から 2010 年 8 月 31 日までの間に、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、利用開始月に限り別表 4（月額料金）に規定する額に 0 円を適用します。

附則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、2010 年 9 月 1 日から実施します。

（特例措置）

- 2 2010 年 9 月 1 日から 2010 年 11 月 30 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から 2 ヶ月間、別表 4（月額料金）に規定する額に 0 円を適用します。

附則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、2010 年 12 月 1 日から実施します。

（特例措置）

- 2 2010 年 12 月 1 日から 2011 年 2 月 28 日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から 2 ヶ月間、別表 4（月額料金）に

規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2011年3月1日から2011年5月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2011年6月1日から2011年8月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2011年9月1日から2011年11月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2011年12月1日から実施します。

(特例措置)

2 2011年12月1日から2012年2月29日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2012年3月1日から2012年5月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2012年6月1日から2012年8月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2012年9月1日から2012年11月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2012年12月1日から2013年2月28日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2012年12月1日から2013年2月28日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

福岡県築上郡築上町に於いては別途定めます。

附則

(特例措置)

2013年3月1日から2013年5月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2013年6月1日から2013年8月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2013年9月1日から2013年11月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2013年12月1日から2014年2月28日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申

込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2014年3月1日から2014年6月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2014年7月1日から2014年9月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、2014年8月1日から実施します。

附則

（特例措置）

2014年10月1日から2014年11月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2015年12月1日から2015年1月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2015年2月1日から2015年3月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2015年4月1日から2015年5月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込

みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2015年6月1日から2015年6月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2015年7月1日から2015年9月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（特例措置）

2015年10月1日から2015年11月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（実施期日）

この改訂規定は、2015年12月1日から実施します。

（特例措置）

- 1 2015年12月1日から2015年1月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。
- 2 【別表1】を削除

附則

（特例措置）

2016年2月1日から2016年4月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（実施期日）

この改正規定は、2016年2月1日から2016年4月30日までの間に実施した特例措置を、2016年7月31日まで延長し実施します。

(特例措置)

1 2016年2月1日から2016年7月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

1 2016年8月1日から2016年10月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、2016年11月1日から実施します。

附則

(特例措置)

2016年11月1日から2017年1月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(特例措置)

2017年2月1日から2017年4月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(実施期日)

この改訂規定は、2017年5月1日から実施します。

(特例措置)

2017年5月1日から2017年7月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4(月額料金)に規定する額に0円を適用します。

附則

(実施期日)

この改訂規定は、2017年8月1日から実施します。

(特例措置)

2017年8月1日から2017年10月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申

込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（実施期日）

この改訂規定は、2017年11月1日から実施します。

（特例措置）

2017年11月1日から2018年1月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（実施期日）

この改訂規定は、2018年2月1日から実施します。

（特例措置）

2018年2月1日から2018年4月30日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（実施期日）

この改訂規定は、2018年5月1日から実施します。

（特例措置）

2018年5月1日から2018年7月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（実施期日）

この改訂規定は、2018年8月1日から実施します。

（特例措置）

2018年8月1日から2019年3月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（実施期日）

この改訂規定は、2019年4月1日から実施します。

（特例措置）

2019年4月1日から2020年3月31日までの間に、当社が別に定める条件を満たし、本サービスの申込

みがあった場合は、当社は、提供を開始した日を含む月から2ヵ月間、別表4（月額料金）に規定する額に0円を適用します。

附則

（実施期日）

この改訂規定は、2020年4月1日から実施します。

附則

（実施期日）

この改訂規定は、2021年4月1日から実施します。